

東京都板橋区告示第477号

東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和2年板橋区条例第24号）第1条の規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）付則第17条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25条）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年11月10日

東京都板橋区長 坂本 健